## 組織委員会担当確認年月日 2018年4月10日 東京都作業部会確認年月日 2018年4月11日

(予定価格変更に伴う再確認年月日 2019年3月20日)

(契約変更に伴う再確認 2020年3月19日)

事業名 幕張メッセの実施設計・施工

案件名 仮設オーバーレイ実施設計・施工等一括発注 第一弾 (幕張メッセ)

経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること	・大枠の合意のとおり、当該事業は千葉県及び民間所有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント(組織委負担のオーバーレイ)を除き都の負担・パラ経費の対象(算出方法は大枠合意に基づく)・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役	
年 5 月 31 日の合意の 考え方に基づくもの	であり、プレハブ・テント (組織委負担のオーバーレイ) を除き都の負担 ・パラ経費の対象 (算出方法は大枠合意に基づく) ・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバ	
考え方に基づくもの	バーレイ)を除き都の負担 ・パラ経費の対象(算出方法は大枠合意に基づく) ・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバ	
	・パラ経費の対象(算出方法は大枠合意に基づく) ・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバ	
じめること	・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバ	
事業の執行に当た	ーレイ 仮設等のインフラの整備を実施する役	
り、大会運営を担う	で 一、	
組織委員会が一括し	割は組織委員会が担う。	
て執行した方が効率	・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、	
的、効果的であるこ	一元的な整備を進めることにより、IOC および	
と	IF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能	
	・開催都市契約、大会運営要件で求められている	
	施設の整備	
経費の内容等	(平成 31 年 3 月 1 日:起工内容変更確認)	
が必要性(必要 必	・レスリング、テコンドー、フェンシング(オリ	
が必要性(必要	ンピック時)、シッティングバレーボール、ゴー	
など)、効率性	ルボール、車いすフェンシング、テコンドー (パ	
(適正な規模、	ラリンピック時) 競技会場として必要な諸室、	
単価かなど)、	スペースを整備	
納得性 (類似の	(平成 31 年 3 月 1 日:起工内容変更確認)	
ものと比較し 効	・入札業者見積に対し、競技会場の機能が確保で	
Tan   Ta	きる範囲で、適切なコスト縮減を行った。	
等の観点から	・V3 会場整備全体予算の範囲内であるとともに、	
妥当なもので	発注内容の精査を行い、効率化を図っている。	
あること	(平成 31 年 3 月 1 日:起工内容変更確認)	
	・実勢価格を設定しており、妥当である。	
性	・工事費は V3 会場整備全体予算に収まる。	
1	・大枠の合意で公費負担とされた、千葉県及び民	
その他経費の内容等	間所有施設における「仮設等のインフラ整備」	
が公費負担の対象と	であり、公費負担の対象として適切であると考	
して適切なものであ	える。	
ること	(平成 31 年 3 月 1 日:起工内容変更確認)	
	・V3 会場整備全体予算内	

(令和2年3月11日追記)

令和 2 年 2 月 20 日設計業務完了により、施工内容を確定させた。単価については、コストコンサルタントの査定を受けている。変更後契約金額はV4 予算内である。

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

組織委員会担当確認2018 年 7 月 5 日東京都作業部会確認2018 年 7 月 25 日

(契約変更に伴う再確認 2020年3月19日)

事業名 武蔵野の森総合スポーツプラザの実施設計・施工

案件名 仮設オーバーレイ実施設計・施工等一括発注 第三弾 (武蔵野の森総合スポーツプラザ)

確認の視点		組織委員会の見解	備考
奴隶の各担が立	-0.0 4	・大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設にお	
経費の負担が平月		ける「仮設等のインフラ整備」であり、プレハ	
年5月31日の合意の		ブ・テント(組織委員会のオーバーレイ)を除	
考え方に基づくもの		き都の負担	
であること		・パラ経費の対象(算出方法は大枠合意に基づく)	
事業の執行に当た		・大枠合意において、経費分担に関わらず、オー	
り、大会運営を担う		バーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する	
組織委員会が一括し		役割は組織委員会が担うことになっている。	
て執行した方が	効率	・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、	
的、効果的であ	るこ	一元的な整備を進めることにより、IOC および	
کے		IF要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能	
経費の内容等		・開催都市契約 大会運営要件で求められている	
が必要性(必要	必要性	施設の整備	
な内容、機能か	性	・バドミントン、近代五種(フェンシング)及び	
など)、効率性		車いすバスケットボール競技会場の施設	
(適正な規模、			
単価かなど)、	効率	・コストコンサルが国内外のサプライヤーからの	
納得性 (類似の	性	見積りを基に精査した標準単価等により積算	
ものと比較し			
て相応かなど)		・予算内に収まる。	
等の観点から	納得	・IOC 推奨の、過去大会知見を有する会場計画ア	
妥当なもので	性	ドバイザーが作成した標準プランを基に、各 FA	
あること		と協議し作成しているため、妥当である。	
<u>.</u>		・大枠の合意で工費負担とされた、都有施設にお	
		ける「仮設等のインフラ整備」であり、工費負	
その仲怒弗の内	<b>灾</b> 垒	担の対象として適切であると考える。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・V2 予算内	
		(令和2年3月11日追記)	
		令和2年2月14日設計業務完了により、施工内	
		容を確定させた。単価については、コストコンサ	
		ルタントの査定を受けている。変更後契約金額は	
		V4予算内である。	

<sup>\*</sup>公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

組織委員会担当確認2018年7月5日東京都作業部会確認2018年7月25日

(契約変更に伴う再確認 2020年3月19日)

事業名 東京スタジアムの実施設計・施工

案件名 仮設オーバーレイ実施設計・施工等一括発注 第三弾 (東京スタジアム)

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること		・大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント(組織委員会のオーバーレイ)を除き都の負担	
事業の執行に当たり、大会運営を担う 組織委員会が一括して執行した方が効率 的、効果的であること		・大枠合意において、経費分担に関わらず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うことになっている。 ・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC およびIF 要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性 (適正な規模、	<ul><li>・開催都市契約 大会運営要件で求められている施設の整備</li><li>・サッカー、ラグビー及び近代五種(水泳、フェンシング、馬術、レーザーラン)競技会場の施設</li></ul>		
単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し	効 率 性	・コストコンサルが国内外のサプライヤーからの 見積りを基に精査した標準単価等により積算	
<ul><li>て相応かなど)</li><li>等の観点から</li><li>妥当なもので</li><li>あること</li></ul>	納得性	・予算内に収まる。 ・IOC 推奨の、過去大会知見を有する会場計画アドバイザーが作成した標準プランを基に、各 FAと協議し作成しているため、妥当である。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		・大枠の合意で工費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、工費負担の対象として適切であると考える。 ・V2 予算内(令和2年3月11日追記)令和2年1月31日設計業務完了により、施工内容を確定させた。単価については、コストコンサルタントの査定を受けている。変更後契約金額はV4予算内である。	

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

組織委員会担当確認 2018年7月5日 東京都作業部会確認 2018年7月25日

(契約変更に伴う再確認 2020年3月19日)

事業名 武蔵野の森公園の実施設計・施工

案件名 仮設オーバーレイ実施設計・施工等一括発注 第三弾 (武蔵野の森公園)

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年5月31日の合意の 考え方に基づくもの であること 事業の執行に当た り、大会運営を担う 組織委員会が一括し て執行した方が効率 的、効果的であるこ と		・大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント(組織委負担のオーバーレイ)を除き都の負担 ・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役	
		割は組織委員会が担うこととなっていることとなっている ・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、 一元的な整備を進めることにより、IOC および IF 要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能	
経費の内容等 が必要性(必要 な内容、機能か など)、効率性	必要性	・開催都市契約 大会運営要件で求められている施設の整備 ・自転車ロードレース競技会場の施設	
(適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の	効 率 性	・コストコンサルが国内外のサプライヤーからの 見積りを基に精査した標準単価等により積算	
ものと比較して相応かなど)等の観点から 妥当なものであること	納得性	・予算内に収まる。 ・IOC 推奨の、過去大会知見を有する会場計画アドバイザーが作成した標準プランを基に、各 FAと協議し作成しているため、妥当である	
その他経費の内容等 が公費負担の対象として適切なものであること		・大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考える・V2予算内(令和2年3月11日追記)令和2年1月31日設計業務完了により、施工内容を確定させた。単価については、コストコンサルタントの査定を受けている。変更後契約金額はV4予算内である。	

<sup>\*</sup>公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。